

令和8年度八戸市地方就職支援金交付要領

(趣旨)

第1 この要領は、東京圏の大学又は大学院（以下「大学等」という。）を卒業・修了した学生の八戸市への移住を伴う市内就職を支援するため、青森県と共同して行うあおもり移住支援事業において、東京圏内の大学等を卒業・修了して、八戸市に移住する者が、地方就職支援金（以下「支援金」という。）の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において支援金を交付するものとし、その交付については、あおもり移住支援事業実施要領、法令等の定めるところによるほか、この要領に定めるところによる。

(定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 東京圏

埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。

(2) 条件不利地域

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）、及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少が10%以上の市町村をいう。

(交付金額)

第3 支援金の金額は、次の各号に掲げる経費区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1) 交通費

採用面接又は採用試験等（以下「採用面接等」という。）に要した東京圏から八戸市内に所在する企業又は官公庁（国及び県の機関を除く。）（以下「企業等」という。）が開催する採用面接等の会場までの往復の交通費（鉄道、航空機、高速バス、船舶の利用に係る交通費に限る。）の2分の1以内の額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とし、17,000円を上限とする。

ただし、企業等から交通費が支給される場合は、当該金額を除いた交通費の2分の1以内の額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とし、17,000円を上限とする。

(2) 移転費

八戸市へ移住するために要した移転費（引っ越し費用）の額とし、108,000円を上限とする。ただし、企業等から移転費が支給される場合は、当該金額を除いた額とする。

(交付回数)

第4 支援金の交付は、交通費、移転費について、それぞれ交付対象者一人につき1回を限度とする。

(対象者要件)

第5 申請時において、次の(1)及び(2)の要件を満たす申請者を対象とする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げる(ア)、(イ)及び(ウ)の要件を満たすこと。

(ア) 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 大学等の卒業・修了年度において、東京都内に本部がある東京圏内（条件不利地域を除く）のキャンパスに在学（原則4年以上）し、当該大学等を卒業・修了していること。ただし、交通費については、在学中（卒業・修了見込み）の場合も対象とする。
- ② 大学等の卒業・修了年度において、東京圏内（条件不利地域を除く）に継続して在住していること。

(イ) 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 八戸市内に移住したこと。ただし、交通費については、八戸市内に所在する企業等に就職することが内定している場合も対象とする。
- ② 支援金の申請時において、大学等の卒業・修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、申請時において、就業開始予定日前1年以内であること。
- ③ 八戸市内に、支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、卒業後に八戸市内に所在する企業等に就職し、八戸市内に移住する意思を有していること。

(ウ) その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- ② 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。
- ③ その他青森県又は八戸市が支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

次に掲げる(ア)及び(イ)の要件を満たすこと。

(ア) 就業先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 勤務地が八戸市内に所在する企業等に大学等を卒業・修了してから1年以内に就職していること。
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を営む者でないこと。
- ③ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。
- ④ 交通費においては、就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。

(イ) 就業条件等に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込

みであること。

- ② 八戸市外への転勤がない勤務地限定型社員としての採用であること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、八戸市外への転勤がない勤務地限定型社員として採用予定であること。

(交付の申請)

第6 支援金の申請者は、地方就職支援金交付申請書(様式1-1、様式1-2又は様式1-3)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 就業(内定)証明書(様式2)
- (2) 交通費・移転費の領収書等
(領収書が発行されない場合は、日付、金額等が確認できる書類)
- (3) 本人確認書類(顔写真付き身分証明書の写し)
- (4) 卒業・修了証明書
(在学中に交通費を申請する場合は、在学証明書及び卒業・修了見込証明書等(在学期間、卒業・修了年度、卒業・修了見込みであることが確認できるもの))
- (5) 東京圏内(条件不利地域を除く)に在住していることが確認できる書類(住民票又は賃貸住宅の賃貸借契約書(卒業年度の複数月の家賃の振込明細や引き落とし履歴を合わせて提出)又は卒業年度の複数月の公共料金の領収書の写し)
- (6) その他市長が必要と認める資料

2 前項の申請書の提出期限は、令和9年1月15日とする。

(交付決定及び確定の通知)

第7 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに地方就職支援金交付決定兼確定通知書(様式3)により、当該申請者に通知する。

2 審査の結果、支援金の交付を不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可である場合も、その旨同様に申請者に通知する。

(支援金の請求及び交付)

第8 支援金の請求は、地方就職支援金交付請求書(様式4)を市長に提出して行うものとする。

2 支援金の交付決定及び確定を行った申請者に対しては、申請日から起算して3か月以内に支援金の交付を行う。

(交付決定兼確定通知書の再交付)

第9 申請者が支援金の交付決定及び確定を受けた後、紛失等の理由により地方就職支援金交付決定兼確定通知書の再交付を必要とするときは、地方就職支援金交付決定兼確定通知書再交付願(様式5。以下「再交付願」という。)を市長に提出しなければならない。

(再交付決定及び通知)

第10 市長は前項に規定する再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに地方就職支援金交付決定兼確定通知書[再交付](様式6)により、申請者に交付する。

(報告及び立入調査)

第 11 青森県及び八戸市は、あおもり移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、あおもり移住支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第 12 市長は、支援金の交付を受けた者が次の区分に掲げる要件に該当する場合、地方就職支援金返還請求書(様式7)により、支援金の全額又は半額の返還を請求する。

ただし、青森県内での転居については支援金の返還を求めないものとするが、八戸市から青森県内の他市町村へ転居し、その後他の都道府県に転出した場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還

(ア) 虚偽の申請等をした場合

(イ) 在学中に交通費を申請する場合は、申請日から1年以内に支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合

(ウ) 在学中に交通費を申請する場合は、申請日から1年以内に八戸市に転入しなかった場合

(ただし、申請時に既に八戸市に住民票がある場合を除く)

(エ) 就業開始日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合

(ただし、退職日から3か月以内に八戸市内の別の企業に就業する場合を除く)

(オ) 転入日、要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から3年未満で八戸市から転出した場合

(2) 半額の返還

転入日、要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から3年以上5年以内に八戸市から転出した場合

(3) 支援金の返還免除

① 申請

支援金の交付を受けた者は、前2号に規定する返還要件に該当するに至った原因が、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情によるものであるときは、地方就職支援金返還免除申請書(様式8)及び返還免除理由を証する書類により、市長に返還の免除を申請できるものとする。

② 免除決定等

市長は、①の申請があったときは、返還免除の可否について地方就職支援金返還免除協議書(様式9)により青森県へ協議するものとする。

③ 免除決定等の通知

市長は、①の申請を受理したときは、②による青森県の同意後、その内容を審査し、返還免除の可否に係る決定内容を地方就職支援金返還免除承認通知書(様式10)又は地方就職支援金返還免除不承認通知書(様式11)により当該申請者に通知するものとする。

(4) 支援金の返還に係る情報共有

八戸市は、返還請求を行う事案が生じた場合は、速やかに青森県と情報共有するものとする。

(雑則)

第 13 この要領に定めるもののほか、支援金の交付に必要な事項は、青森県と八戸市が協議して定める。

附 則

この要領は、令和 8 年 4 月 8 日から実施し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。